



2013年8月15日号

目次

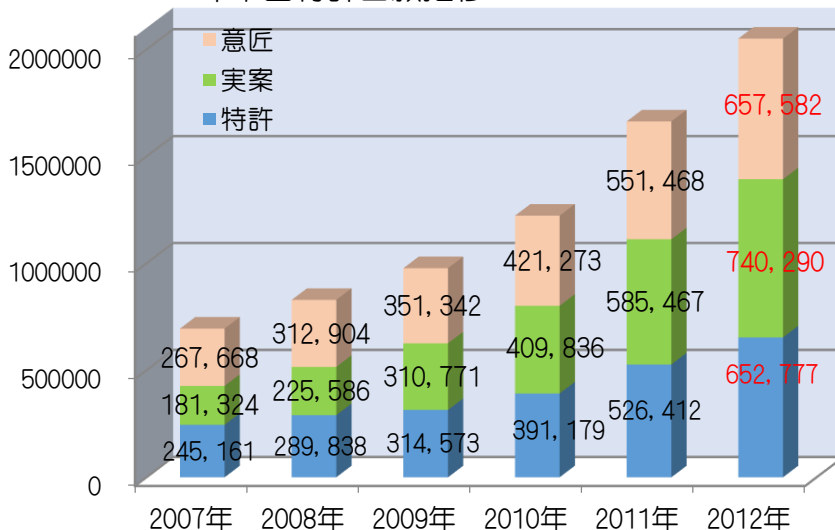
(W&B No. 201302CY)

- (1) 中国特許出願増と実用新案の活用
- (2) 特許審査体制と審査状況

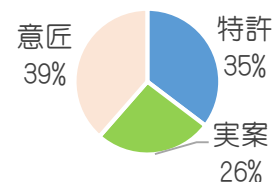
1. 中国特許出願増と実用新案の活用

中国特許出願が5年間で2.95倍と急増しています。中国特許の種別には、発明、実用新案、及び意匠が含まれますが、実用新案特許出願が急増しています。この背景には、中国地方政府の補助を受けた企業の職務発明の増加があり、江蘇省、浙江省、広東省、山東省、北京市や上海市が上位を占めています。無審査の実用新案が好まれる傾向にあります。た、このしてありますが、実用新案の構成比が10ポイント伸びています。

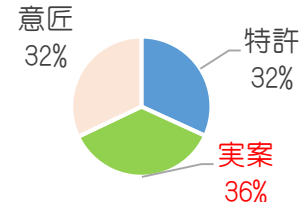
2007-2012年中国特許出願推移



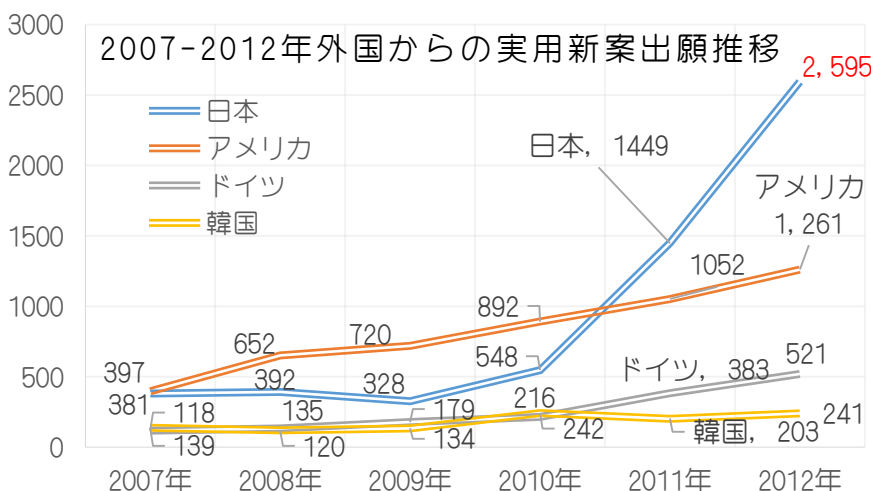
2007年構成比



2012年構成比



ところで、日本企業による実用新案の活用がこの数年急増しているのをご存知でしょうか。最近の中国企業



による実用新案での権利化の進展に伴い、実用新案の制度的な理由による無効化の難しさや中国企業が保有する権利範囲の狭い実用新案権対策、或いは、中国事業展開からの必要性や技術移転時の防衛的な対策のために、短期間で有効な権利取得ができる実用新案の積極的な権利取得を多くの企業が開始している。

2. 特許審査体制と審査状況

中国知識産権局で特許出願の審査を担当する部局は、専利局の審査業務部及び、特許審査協力センターである。この特許審査協力センターの増設、増員が進んでいる。

中国知識産権局の審査部門は、主に特許の方式審査を担当する初審及び手続き管理部、実用新案審査部、意匠審査部以外は、発明の実体審査を担当する。特許審査協力センターも同様な組織編成と担当であり、北京市、江蘇省蘇州市及び広東省広東市に既に設立されており、新たに大連市での設立が決定している。

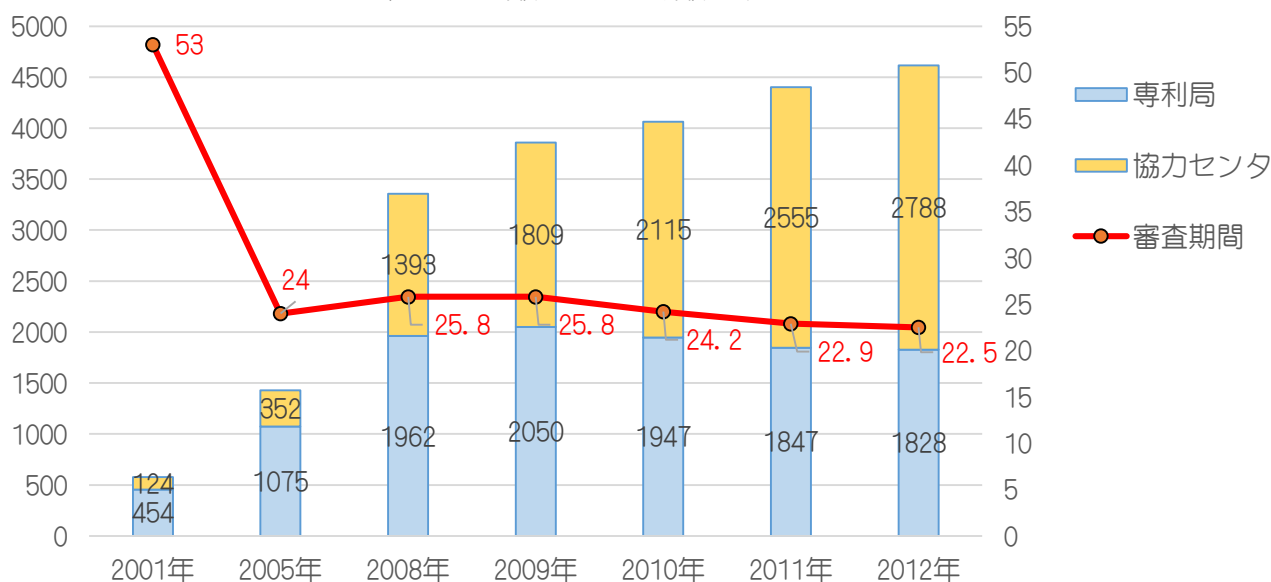
名称は日本の特許審査協力センターと類似するが、日本でのそれが特許調査を専門とするのと異なり、いわば期間付き契約審査官と同様に、国家公務員ではないが、契約審査官として、個別の特許出願案件の審査業務を担当するのである。北京の特許審査協力センターは既に 3000 名程に到達しているが、今後、蘇州市や広東市のセンターはそれぞれ 3000 名規模に増員予定、大連市も 2000 名の編成を予定している。各センターでは、採用した審査官に 3 年ほどの研修プログラムを受けさせて、審査実務研修終了後に、各案件対応を開始するようにしている。

2012 年の発明特許の第 1 回審査結果通知(OA)は 33.8 万件と前年比 15.8 ポイント増加、審査終了出願は 34.4 万件と前年比 27%増加している。審査期間の短縮も進んでおり、発明特許で 22.5 か月、実用新案で、4.4 か月、意匠で 2.9 か月が平均処理期間と短縮されている。

特許審査部門の編成



2001-2012年審査官数と審査月数推移



以上

* 記事に対するご質問や各種お問合せはお気軽にご連絡ください。